### 第4回平塚市人権施策推進協議会 会議録

令和5年4月13日(木) 13時30分~15時30分 平塚市庁舎本館7階720会議室(1)(2)

出席委員 8人(阿部委員、江原委員、押久保委員、露木委員、岩崎委員、杉山委員、鈴木委員、 宮本委員)

欠席委員 2人(朝倉委員、竹内委員)

主 催 者 4人(新倉人権・男女共同参画課長、榮谷担当長、長谷川主査、川口主任)

傍聴者 0人

### 1 開会

- (1) 欠席委員の確認
- (2) 資料の確認
- (3)会議の公開について
- (4) 傍聴者希望について
- (5) 会長挨拶
- 2 第4回平塚市人権施策推進協議会 議事進行:会長

(事務局) ここから、議事進行は会長にお願いいたします。 (会長) 第4回平塚市人権施策推進協議会の議題に入ります。

## (1) 平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案) について【資料1、2】

(会長) 議題の1として、平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案) についてです。それでは 事務局の方から説明をお願いします。

(事務局) 平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案) について説明いたします。該当資料は、 先日送付した資料1、資料2となります。前回の協議会の際にいただいた御意見を反映させ た指針本編を事前に皆様に送付し意見照会を行った結果ですが、特段意見として上がってき ませんでした。指針の本編については前回の協議会実施後に追記・修正した箇所を赤字で記 載しております。

事前にお知らせいたしましたが、指針について本日修正する内容はスケジュールの都合上持ち帰って検討することができないため、修正はなるべく微修正とさせていただいて、内容は本日をもって確定とし、その後の手続きの進んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。それでは資料1、資料2をご覧ください。

修正の内容としましては資料 2-8 をご覧ください。基本的にはいただいた御意見に沿うように修正しましたが、大きく修正した部分、修正しなかった部分について、中心に説明いたします。説明に入る前に資料 2-8 のページ数修正の御案内です。資料 2-8 No. 2 のページ数が 22 となっておりますが、正しくは 24 です。No. 3 のページ数が 40 となっておりますが、正しくは 43 となっております。修正をお願いします。

まず1点目に、資料1の1ページ目「国際的な動向」の「思いやり」という言葉についてです。資料2-8のナンバー1も併せてご覧ください。意見内容は「2行目から『日常における本人の人権主体としての自覚と、周りの人々の思いやりによって守られるべきものです。』とあるが、『思いやり』という言葉が気になる。自分が人権主体であることを主張する

ならば、他人もまた人権主体であることを認める義務があると考える。そういった意味で、『思いやり』という言葉よりも『尊重』という言葉が適切ではないか。『本人の人権主体としての自覚と、周りの人々がそれを尊重することによって守られるべきものです。』というような記載にしてはどうか。または、『思いやり』を削って『周りの人々によって守られる』としてはどうか。誰が読んでも納得のできるような使い方をしているのであれば、『思いやり』という言葉を使用しても良いと思うが。」という御意見でした。かなり専門的な御意見であったため、前回協議会の後日、委員に見解について御相談したところ、資料2の最後に添付した資料2-9のとおり御意見をいただきました。こちらについては、皆様も御確認いただいていることと思います。委員の御意見を踏まえ、事務局としては「『思いやり』という言葉を『尊重』に置き替えるとともに、『相互理解』が重要であることを踏まえ、『周りの人々の思いやりによって守られるべきものです。』を『周りの人々による尊重及び他者との相互理解によって守られるべきものです。』に記載変更しました。

2点目は資料1の43ページ「セクシュアルマイノリティの人権」についてです。資料2 - 8のナンバー3もご覧ください。意見内容は「セクシュアルマイノリティの国際的な動きの記載の箇所に、同性婚を認めている国が多いというような記載を加えてはどうか。」ということです。これに対し、「国際的な動きを見ると」から始まる段落中の「国際的な動き見ると」に続けて「世界には、ヨーロッパをはじめとした、同性婚を法律的に認めている国々がありますが、令和元(2019)年5月に、台湾がアジアで初めて同性婚の合法化を実現しました。」と追記しました。ヨーロッパでは、すでに多くの国が同性婚を法律的に認めているのに比べ、日本を含むアジアでは、まだ同性婚の合法化は進んでいないという現状があることを踏まえ、台湾の記載を特出しすることとしました。

3点目は資料1の45ページ「様々な人権問題」についてです。資料2-8のナンバー5もご覧ください。意見内容は「各分野別施策の順番や、分野別施策(14)様々な人権問題の各人権問題の順番を変えてもいいのではないか。例えばアイヌ民族の人権は少し位置が悪いようにも感じる。」ということです。これに対しては、「各章の順番については、現在の構成でパブリックコメントまで実施終了しているため、入れ替え等の大きい修正はしない」こととして、修正はしませんでした。

大きく修正した部分、修正しなかった部分についての説明は以上となります。その他に、3月20日付けで送付した資料から修正した箇所は赤字修正しています。また、前回の協議会にて、巻末資料の用語説明の内容が確定となったため、各用語が本編の中で最初に記載されたページの下部に注釈として記載を加えました。また、分野別施策内にある統計数値はなるべく最新のものにするため、今後も変更される場合がございます。今後も誤字・脱字などの軽微な修正があった場合は適宜事務局にて修正いたしますので、御了承いただければと思います。平塚市人権施策推進指針【改定版】(最終案)についての説明は以上となります。

- (会長) ありがとうございました。それでは協議をしていきます。令和4年2月28日の第3回協議会において議論いたしました問題について修正・追加した点について御説明いただきました。本日が最終回です。資料1の確定を本日中に行うため、できるだけ御意見とともに修正案を御提示いただきたい。御意見ある方は挙手していただけますでしょうか。事務局からの説明に対する疑問点でも構いません。
- (委員) 2-9にて意見を述べさせていただいております。人権というと思いやりの精神で差別や偏見をなくしましょうという議論が多いと思います。しかし、人権の核心は、日本憲法13条の「個人の尊重」であることから、思いやりという言葉より「尊重」が適しているのではないでしょうか。もちろん「思いやり」という精神的な思いは人権を尊重するにあたっては必要なものと考えますが、自己決定・自律的な生を営む権利を皆が有するために相互を尊重する、それこそ人権の基本であります。また、建前と本音の話になりますが、米国での黒人差別においては心の中で黒人差別をしている人はいると思いますが、それを公にしてしまうと公人として終わるため、公では言えません。そういった状態がいつまでも続いてしまうと人権の尊重はされず、白人警察官による黒人への厳しい対応などが起こってしまう。なの

で、精神的な思いやりは確かに大切かもしれません。よって、第1回の協議会では触れずにいたのですが、議題に上がったため「思いやり」ではなく「相互理解」という代替案を提示させていただきました。人権とは公権力に対しては完結されなければならないのですが、私人間においては憲法第19条にある思想良心の自由により心の中まで暴くことはできないため、価値の押し付けではなく人々の心の中を変えていくことが必要です。

そのために必要なことが「相互理解」であるという意見を資料2-9のとおり述べさせていただていいます。そういった考えを基に修正案を提示いたしました。

- (会長) ありがとうございます。前回議論で上がりました論点の背景がよくわかる説明でした。 説明を踏まえて御意見伺えればと思います。「思いやり」より「尊重」と「相互理解」とい う文言が良いと個人的には思います。指針としてよい形になったと感じます。
- (委員) 「相互理解」というと LGBT について「そばにいたら嫌だ」と発言した秘書官もいましたね。建前として人権は大事と言っていたものの、「そばにいたら嫌だ」と公に発言してしまったことで問題になりました。そのことから、LGBT の人と接して我々と同じ個性を持った人間であるという意識を持つことが重要ということで「相互理解」という言葉を選びました。
- (会長)説明補足もいただきまして、修正点1はよろしいでしょうか。他の点でありますでしょうか。修正点2については、パブリックコメントの意見を踏まえた修正をいただきました。修正点3については同性婚について追記していただきました。アジア圏内では儒教思想のため厳しい側面があるが、東南アジアでは規制がそこまで厳しくないと聞きます。南アジアでは男性が女性の恰好をして暮らす集団がおり、認められています。東アジアではあまりそういったことはありません。アフリカ諸国は刑法で同性婚を罰している国が多いです。
- (委員) ヨーロッパが同性婚に寛容になったのは最近の話で、キリスト教の影響で同性婚は認めない方針が強かったですが、急速にその考えは逆転しました。
- (会長) カトリックは性的虐待で人権問題になった過去がある中で最近の急速な変化につながっていますね。世界的に人権の推進が進んでいると考えて、平塚市もぜひその流れに乗ってほしいです。

修正点3は修正していただいて、修正点4は修正なしとのことですが、この2点について御 意見ありますでしょうか。

(委員)様々な人権問題の中で新しく出てきた権利ではありますが、「忘れられる権利」は入れないということでよろしかったでしょうか。インターネットで調べると過去のことは検索できてしまいます。身近な話ではありますが、痴漢を訴えられて冤罪となったが捕まった時の報道だけが残り、今でも言われることがあるそうです。冤罪であったことは誰も読んでくれないという話を聞きました。まだ成熟しきっていない権利ではありますが、「刑を終えて出所した人の人権」にも通ずるものがあると考えます。例えば、刑期を終えて罪を償ったのに周りの人はそう接してくれない、という問題に似ています。

まだ成熟しきっていない権利ということで今回の指針には掲載されないという理解で良いでしょうか。

- (事務局) 第1回の会議で押久保先生には御意見をいただきましたが、資料2-1の No6 にあるとおり、今回は見送らせていただきました。
- (会長) 今の点はいかがでしょうか。事実でないことを報道・情報拡散されたという面で見ると「インターネットによる人権侵害」の部分にも関係することだと思いますが、広がってしまった情報を消すということは技術的に難しいということでしょうか。削除命令をするということなのでしょうか。今でも誹謗中傷などは削除命令ができると把握していますが。
- (委員) 「忘れられる権利」が確立すれば公的に削除命令として法的に強制できることも考えられます。例えば誹謗中傷の文章を書かれたとして現在は削除命令によってその文書は消えても、それを引用した別の記事や拡散された内容をすべて消すことはできません。指針内でインターネットの人権侵害についての記載はあるのでしょうか。

(事務局) 指針本編 P3 7 に記載がございます。

(会長) インターネット上では日々進歩・変容しているので、まだまだ考えていかなければい

けません。例えば、AI に機械学習させることで、文章を作成させる試みがありますが、ホームページ上の文章を取り込むことが著作権侵害だと声を上げる人もいます。またインターネット上の様々な文書を取り込む AI が作った文章はかなり差別的な内容になると聞きます。

(委員) インターネットの問題は日々変容・進歩しています。今回指針に組み込んでもらいましたが、最低限の内容は盛り込まれていると感じます。その中に忘れられる権利・削除命令等を入れるとかなり突飛になる可能性がありますので現段階ではここまでなのかなと思います。他にも AI 等の問題がある中でこちらの意図で恣意的に選ぶこともできません。

(会長) ありがとうございました。以上で資料2-8の修正点等についての議論はよろしいでしょうか。その他全体での意見等でも結構ですが、御意見ありますでしょうか。

では、私から1点「セクシャル・ハラスメント」の定義についてです。指針本編の P12注 釈※16の部分ですが「性差別の具体的な現れとして、相手の意思に反して起きる性的嫌がらせのこと。」とありますが「起きる」という文言が気になります。「行われる」の文言が良いのではないか。他のパワハラの注釈※17等は「行われる」となっています。

(委員) 注釈※17は「行われる」となっているので、合わせたほうがいいですね。

(事務局) 修正させていただきます。ありがとうございます。

(委員) 私は「性差別の具体的な現れとして」が気になります。例えば性差別という意識はないけど誰かを好きになって、それに応えてくれなくて嫌がらせとして行われるセクハラもあるのではないでしょうか。男女平等の意識は持っていても嫌がらせとしてセクハラという手段になる場合はどうなのかということも考えられます。すべてのセクハラが必ずしも「性差別の具体的な現れとして」行われるものではないのではないでしょうか。

(会長) おそらくその文言の背景には、キャサリン・マッキノンのセクシャル・ハラスメント は性差別だと認めた判例があるのだと思います。アメリカで初めてセクシャル・ハラスメントの訴訟に勝利した歴史があって、そうした歴史を踏まえ、セクシャル・ハラスメントは公 民権法第7編の性差別にあたると読ませているのではないでしょうか。

(委員) セクシャル・ハラスメントからの性差別という考え方に繋げているということでしょうか。

(会長) もし文言を変えるとしたら「性差別の具体的な現れとして」を取ってしまっても問題 はないでしょうか。

(委員) セクハラは女性から男性に行われることもあるので、取ってしまってもいいと思います。

(会長) LGBT の方のセクハラという考えもあるので、そこも配慮しなくてはいけない。

(委員)事務局で、この注釈が何を参考に書かれたものかわかりますか。大体はどこかから引用していると思うのですが。

(事務局) 10年前に指針を作ったときの内容のままにしており、どこから引用したかまでは 調べてみないと、現時点では不明です。

(会長) セクシャリティの問題もあるので、やはり「性差別の具体的な現れとして」を取って しまってもいいのではないでしょうか。

(事務局) 前段に関しては時代と共に意味合いも変わっているという現状もあるかと思います。ここではあくまで性的嫌がらせが焦点であり、起因として相手の意思に反して行われるものをセクハラと定義しているため、前段の「性差別の具体的な現れとして」を削除しても通じると考えられることから、修正をさせていただきます。事務局でも今一度見直しを行い適宜修正させていただいます。

(会長) 指針内の注釈は本文中からすぐにわかる位置と、最終にあいうえお順で索引できるような形式で掲載していただいています。

(委員) 非常にわかりやすくなっていると思います。

資料2-8の No5 の人権の問題の並び順についてですが、アイヌや北朝鮮の位置付けがどういった議論になったのでしょうか。

(会長) 資料2-8のとおりですが、もっと整理してまとめられないのか等の意見が前回出た

と思います。

- (委員)講演等であれば歴史的背景としてアイヌ民族の話を持ってくることが多いと思いますが、平塚市で暮らす人々にとって考えるとアイヌ民族との関わりや頻度を考えるとこの順番で問題ないのではないでしょうか。刑を終えた人もまとめて(14)様々な人権問題に掲載されていることも考えるとこの位置が妥当かと思います。
- (委員) (14) 様々な人権問題についてはこれより前の分野別施策から漏れたものがまとめられていますね。これに関しては人権も様々な側面があるので、こういったまとめかたも致し方ないと思います。アイヌ民族について、平塚は直接関わりが少ないとのことですが、政治家の発言で「日本は単一民族である」という人がたまにいますけれども、それは間違いであると感じますね。
- (会長) 先住民族の権利というものがアメリカ・ヨーロッパ・オーストラリアでは問題になっています。アイヌ民族は国から認められた先住民族ではありますが、歴史を見ると追いやってきた、武力抗争の歴史があり、何度となく戦ってきましたが、日本人は知らないことが多いです。どこの国でも先住民族を追いやってきた歴史があることを知って欲しいので、重要視するべきことではあるとは思います。ただ、さきほど上がった意見で平塚市での関わりという面で見て掲載位置を検討するのであれば、仕方ないとは思います。今後機会があれば、先住民族の権利を取り上げていただければと思います。

もし、他になければ改定版を完成といたしますが、いかがでしょうか。御意見なければ平塚 市人権施策推進指針改定版を決定とさせていただきます。本日議論に出た部分は事務局にて 修正いただけるということでよろしくお願いします。

# (2) その他【資料3】

(会長) 議題2に移らせていただきます。事務局から説明よろしくお願いします。

(事務局)では、その他の連絡事項等について説明いたします。1点目は、今後のスケジュールについてです。指針の内容に関しては、皆様の御協力をいただき、本日確定とさせていただきます。表紙のデザイン、冒頭に掲載の市長挨拶文、写真などについては、事務局にて作業し、確定いたします。その後、庁議と議会への完成報告を行い、公表の準備を進めるとともに冊子作成に着手します。6月下旬から7月頃、指針の改定について公表し、その後、皆様には完成報告のお知らせとともに冊子を送付いたします。そのため、送付時期は6月下旬から7月頃を見込んでいます。

2点目は、本日お配りした資料3の指針概要版についてです。概要版は、指針本編の内容を簡潔にまとめたものであり、指針の根幹である基本理念、基本目標、市の基本姿勢や共通施策、分野別施策の方向性を掲載したものとなっています。また、パブリックコメントを実施した際にも、素案と概要版はセットで市内公共施設等に配架していました。この内容については、本編の内容を反映させたものであるため、基本的には明らかな誤記載等なければ、修正はせず、今後は指針本編とともに各公共施設等に送付する予定です。本日は、ひとつの参考資料としてお配りさせていただいています。その他についての説明は以上となります。

- (会長) 御質問ある方は挙手をお願いします。今後のスケジュール、概要版、事務連絡についていかがでしょうか。こちらの概要版は初めて見るものと思いますが。
- (委員) 概要版の2~3行目の「人権は時代や社会の変化につれて多様になってきており」とあるが、「多様性を増しており」のほうがいいのではないでしょうか。
- (会長)様々な人権課題が多様に複雑になってきていることを考えると、たしかに修正が必要かもしれません。
- (委員)人権問題に関しては確かに多様になってきているが、人権の核は変わらず「個人の尊重」であり、各人が自分の人生を自分自身によって決定していくことを周りの人が尊重することであり、そこから自由・社会権が出てきています。そういったことを含めて「多様な問

題が発生しており」としたほうが良いと考えます。

- (会長) そうすると「人権に関わる問題は時代や社会の変化につれて多様性と複雑性を増しており」はいかがでしょうか。人によっては複数の問題を抱えていたり、その問題について利害が複雑に絡んでいますよね。自由権・社会権も含まれており、複雑化していると感じます。
- (委員)人権の骨格としては、国家と国民の関係、国家が国民に服従するのが義務。国家から 干渉されない権利が自由権、国家から何かしら請求するのが社会権や請求権、国家の意思に 参画する参政権、これらをまとめて人権とされている人が多いです。しかし、自由権のみが 人権と主張される学者さんもいらっしゃいます。とはいえ、多くの考え方の中では社会権・ 参政権も人権と考えていいと思われます。
- (会長) 歴史的な流れの中で人権の問題について考え方も変わってきているということで、文言は修正する方向でよろしいでしょうか。
- 併せて、「疾病等にかかる人権」の「かかる」が文言として気になりますね。指針本文もこういった表記となっていますが。
- (委員) 「かかる」はお役所言葉ではないでしょうか。一般の市民への文書なのであまり使わないほうが良いと思うのですが、事務局として違和感ありますでしょうか。
- (事務局) こちらとしては違和感なく使用していました。
- (委員) 一般市民は使わない文言だと思います。
- (会長) 「~に関する」でいかがでしょうか。「かかる」と書いてあると感染症に感染するの「かかる」と勘違いしてしまうおそれもあります。
- (委員) いいと思います。他に人権施策の推進の部分で概要版 P2にある人権教育と人権啓発 について記載があるが、この2つは重なる部分が多いと感じます。法律で定められている部分ではあると思いますが、きっかり2つに分ける印象を与える文章はいかがなものかと思ってしまいます。
- (会長) 法律上はこう書いてありますが、一般の人にとって人権教育と人権啓発(人権教育は除く)と書かれていても理解が追い付かないのではないでしょうか。
- (委員) 法律上厳密に定義付けするためにこういった記載になっているが、一般向けの文書だと分かりにくいと思います。引用と記載がないので取ってしまってもいいのではないでしょうか。
- (会長)後に「(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)」とあるにはありますが。
- (委員)厳密な引用ではないですよね。人権啓発は人権教育の側面もあるのではないか、おか しいと感じる人もいるのではないでしょうか。「(人権教育を除く。)」は取ってしまうの はどうでしょうか。
- (会長) 予算立てや縦割り的な考えがあるのではと思うが、一般の人の立場になるとわざわざ わける必要ないのではということですね。
- (委員) 私も同じ意見です。法律上分かれているとは思いますが、人権としてまとめていいのではないでしょうか。人権啓発の中で教育は関わってはいけないのか、と感じさせてしまうと思います。わざわざ強調するようにカッコをつけて表記しなくてもいいのではないでしょうか。
- (委員) 指針本編の社会教育の内容を読むと、これは啓発ではないかと思うような内容が書かれています。 啓発と教育は重なっている部分がすごく多いと思います。 教育の部分を除いてしまうとどうやって啓発するのだろうという疑問を感じます。
- (事務局)事務局として、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条に基づいて施策を 進めているということを示すための引用であると整理しています。
- (委員) 行政の立場もわかります。ただ、法律の基礎というよりどういう風にやったほうがいいかを示す一般の方向けの文書ですので、できれば取ってしまったほうがいいのではないかと思います。
- (会長) この文言について取っていいのかどうか事務局で検討していただいて、もしどうして も取れない理由あれば審議会としては、それでもいいとした方法にしましょうか。

(事務局)概要版については指針を簡単にまとめたものになりますので、概要版に関してだけ「(人権教育を除く。)」という文言を取り、指針本編は残させていただく整理でよろしいでしょうか。平塚市のホームページでは概要版と指針本編を掲載しています。初めて見る方は概要版から入る人も多いので、概要版を分かり易くするという考え方です。

(会長) 過剰な説明は一般の人を混乱させてしまうので、提案していただいた修正でよろしい でしょうか。

(委員) いいのではないでしょか。

(会長) その他なければ、議題2はよろしいでしょうか。それでは本日の議題は以上です。議 長の任はこれで終わりますので事務局にお返しします。

### 3 事務連絡

### 4 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第4回平塚市人権施策推進協議会を終了いたします。長時間の議論、どうもありがとうございました。

この会議は本日をもって終了となりますが、皆様には大変お忙しい中、本市の人権施策推進指針の改定に御協力いただき、誠にありがとうございました。

今後は、この新たな指針に基づき、本市の人権施策を進めてまいります。皆様からいただきました貴重な御意見も参考にしながら、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに向けて、施策に取り組んでまいりますので、引き続き本市の人権行政について、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上